

第 1 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 1 月 16 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

付託議案の審査

◎令和 4 年第 4 回定例会で付託された議案 2 件の審査を行った。

【市民部】

1. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号、名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について

・令和 4 年第 9 回委員会において求めていた資料要求及び検討事項の説明を受け、質疑を行った。

【資料要求】

- ① 名風聖苑火葬炉稼働状況（平成 24 年度～令和 3 年度）
 - ・平成 24 年度～28 年度平均で年間 225.2 日。平成 29 年度～令和 3 年度は 229.6 日。
- ② 名風聖苑火葬炉修繕計画
 - ・火葬炉の耐火物及び部品等の耐用年数を考慮して、令和 5 年～9 年平均で 500 万円/年間。
なお、平成 30 年度～令和 4 年度までの火葬炉修繕費用は年平均で 552 万円となっている。
- ③ 道内各市の火葬場の使用料金
 - ・道内 35 市の火葬場の使用料等で名寄市は 3 2 番目となっている。札幌市、江別市の市内利用は室料で設定されている。

【検討事項】

- ① 市外の介護施設入居で住民票を移動している方は、市民以外（市外）扱いとなる。
- ② 条例改正後の周知期間については、議決後、4 月の施行に向け様々な媒体を使い周知を図っていく。

【質疑】

Q：火葬炉の修繕で令和 5 年～9 年度計画は示されているが、10 年度以降の計画は。

A：10 年度以降の具体的な計画は現在設定していないが、設備の劣化を含め計画的な修繕が必要であり、過去の実績からすると、年間 500 万円位になる。

Q：火葬場が直営から委託契約になった時期と経緯は。

A：以前の資料を調査して報告したいが、どこまで残っているかを合わせて確認する。

Q：名寄市に長く在住し、地方の特別養護老人ホームに入り住所も移した場合、名寄の火葬場を利用する場合は、市民外の扱いになるのか。

A：使用料に関しての受付は、市民課、地域住民課又は智恵文支所もあり、条例上では提案の別表のとおりであり、市民外の扱いとなる。

Q：料金改正案で市民が 2 倍、市民以外が 3 倍となっているが、丁寧な説明方法とは。

A：名風聖苑は開設後料金の改定は行っていなく、平成 30 年の市内施設の使用料を見直した際の基準を参考にしているので、値上げの目的及び理由をしっかりと説明していく。

Q：平成30年の市内施設料金改定時には激変緩和措置があったが、今回の適用は。

A：当時は貸館等施設も含まれており、施設利用料金にバラツキがあり、活動を停滞させず、利用促進も含めて激変緩和措置を行ったが、名風聖苑は貸館とは性質が異なるため、その措置は行わない。

Q：名寄市名風聖苑設置及び管理条例、第5条の利用者とは誰を指すのか。

A：利用者とは、死亡者ではなく遺族（申請者）を指している。

Q：火葬場料金は全額公費負担が基本ではないのか。また施設使用料金の上限設定の考え方は。

A：平成30年に市内施設の使用料を見直した際の考え方に基づき、レベル2とレベル3の組み合わせにより、25%を一定の基準としている。今回の改正に向けては、上限額を設けることなく設定した。

次回委員会での確認事項

Q：名風聖苑が直営から委託に変更となった時期と経緯は。

Q：委託料金が年4%増加で試算しているが、このうち人件費の割合は。

Q：受益者負担推移見込みは14年間で試算しているが、5年間に抑えて試算した場合は。

Q：火葬炉の修繕費が全て受益者負担に組み込まれているが、外した場合の試算は。

2. 令和4年第4回定例会付託議案第22号、名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

・令和4年第9回委員会において求めていた資料要求の説明を受け、質疑を行った。

【質疑】

Q：今回資産割を外して、均等割と平等割に変更されたが、その比率は。

A：今回の改正に向けては運営協議会の意向を尊重し、名寄市の比率を全道の比率に近づける考えで提案している。割合率は所得割（45⇒47）、平等・均等割（55⇒53）で微増の0.89となっている。

Q：資格証・短期証の発行状況は。

A：資格証は、全額負担していただくことになるので発行していない。短期証については、期間を3ヶ月～6か月で設定しており、全道の考え方に基づき受付窓口で丁寧な対応を行っている。

Q：法定外の繰入れについて、コロナ禍の中では継続して実施しては。

A：運営協議会でも議論されたが、一般会計から繰入れすることは被用者保険の財源も含まれているので、2年間で赤字を解消する計画で進めている。

Q：退職された方、非正規の方は全て国保に加入する訳であり、そのことを含めた今後の考え方は。

A：例年交付金の金額決定が秋ごろに出てくるので、制度の運営に関しては国の方針もあるが、内容を検討できるように市長会等も通じて要望を行っていく。

以上で質疑を終了し、名風聖苑については検討課題について次回委員会での説明を求めた。

次回委員会は1月23日（月）13：30～を確認し、閉会した。

以上

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 1 月 23 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

付託議案の審査

◎令和 4 年第 4 回定例会で付託された議案 2 件の審査を行った。

【市民部】

1. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 22 号、名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

- ・前回に引き続き審査を行ったが、特に質疑はなく、委員間協議を行った。
- ・委員間協議では、「今回の国民健康保険税の改正は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことに加え、物価高騰に直面している市民にとって負担が大きい」との意見が出された。
- ・その後、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

2. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号、名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について

【前回委員会での確認事項の説明】

- ① 名風聖苑が直営から委託に変更となった時期と経緯については、予算決算資料の確認から、平成 16 年度以降である。直営から委託に変更となった経緯は詳細な資料がなく不明である。
- ② 市外にある特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、住所地特例により名寄市介護保険の被保険者となっている方の死亡件数については、令和 3 年度 51 件のうち 4 件であった。
- ③ 委託料金が年 4 % 増加で試算しているが、このうち人件費割合は、全体の 59.4% である。過去 5 年間の上昇率が 5.6% であり、少なめに見込んだ試算である。
- ④ 受益者負担見込みでは 14 年間で試算しているが、5 年間に置き換えて計算した経費平均額は、市内が 1.82 倍、市外が 2.73 倍となり、今回は短期間の視点ではなく、ある程度中長期の視点で試算をした。
- ⑤ 火葬炉の修繕費が全て受益者負担に組み込まれているが、除外した場合の試算については、市内が 1.58 倍、市外が 2.37 倍となる。火葬料は火葬に関する使用料を受益者負担でいただいております、火葬炉の修繕についても費用試算を行っていることを理解願いたい。

以上の報告を受け質疑を行った。

【質疑】

Q：名風聖苑使用料申請書に関して、申請者（利用者）の記載がわかりづらい。他市ではわかり易い表記があるが、今後の対応は。

A：これまで死亡診断書の住所を使って対応しており、市内、市外の部分で間違った例はない。今後は逐条解説の部分を含めてよりわかり易くしていく。

Q：直営から委託業務へ変更になった経緯は不明確であったが、受益者負担軽減の中では他市の事

例を含めての考え方は。

A：火葬業務だけではなく、除雪や清掃を含めて一体的に委託している。直営では人材確保を含めて安定的な運営と経費節減を図っていくのは難しい。

Q：胞衣及び産汚物の場合は医療機関も申請者になる場合があるが、その時の所在地確認方法は。

A：医療機関への入院時の情報を基に確認している。

Q：今回の料金改定趣旨は、委託料の増大なのか、施設の老朽化が大きな部分なのか。財政当局から見直しの指示は。

A：名風聖苑は平成2年の開設時から維持管理の面では毎年定期的な修繕を行い、労務単価の経費も年々増大しており、使用料の設定については行政サービスとしての必要性を考慮しつつ一定の基準で対応している。料金改定は財政課の指示ではなく、理事者と慎重に協議を行ったものである。

Q：今回の料金改定で収入が380万円増となるが、ほかの事業の見直しを含めて財政的に捻出できなかったのか。

A：名風聖苑の運営に当たっては、現在は一定基準の受益者負担25%を下回っている状況にあり、今後の業務運営を安定的に行っていくために積算をした内容である。

その後の質疑で周知期間及び受益者負担の考え方について、明確な答弁を得ることができず、次回の報告とした。

以上で質疑を終了し、名風聖苑についての課題については次回委員会での説明を求めた。

次回委員会は1月30日（月）10：00～を確認し、閉会した。

以上

第 3 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 1 月 30 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員	佐久間誠、山崎真由美、富岡達彦				
欠席委員					

付託議案の審査

◎令和 4 年第 4 回定例会で付託された議案 1 件の審査を行った。

【市民部】

1. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号、名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について

【前回委員会での確認事項の説明】

- ① 受益者負担割合の考え方は、負担割合を 25%として計算した場合、市民は現在の 2.12 倍となった。これを参考値として近隣自治体の状況も参考に、市民の負担を抑えるため、市民の使用料は 2 倍、市民外の使用料は 3.6 倍と試算されたが、3 倍に抑えた。
- ② 周知期間については、条例改正で統一の基準はないが、3 ヶ月が目安となっている。火葬場については、突発的に利用される性格の施設であることから、短期間ではあるが、市民に使用料の情報が行き渡るよう周知する。第 1 回定例会初日に可決されれば、3 月広報との同時周知も行っていく。

以上の報告を受け質疑を行った。

【質疑】

Q：受益者負担割合で平成 30 年の時になぜ見直しを行わなかったのか。また、なぜ今のタイミングに料金改定なのか。

A：平成 30 年の時は見直しが必要ないというわけではなく、当時の見直し項目には含まれなかった。この時期の改定については、行政評価での市民意見も含めて見直しの必要性は指摘されていた。

Q：周知期間について、一般的に 3 か月なのか、最低でも 3 か月なのか。突発的に使用する施設は周知期間が短くて良いのか。

A：一般的には 3 か月であるが、日常的に使う施設ではないので結果として周知期間は若干短くなるが、細かい説明をしっかり行っていく。

Q：受益者負担の考え方は。

A：安定した施設の維持管理運営を行っていくために必要な負担である。

Q：今回の改定にあたり、財政当局の確認は取ったのか。

A：市全体の財政という議論ではなく、この施設についてどうするかであり、確認する考えはない。

Q：改定のタイミングがなぜ今でなければならないのか。

A：経済状況を含めて慎重に検討を行い、日常的に使用する施設でないこともあり、今回見直すこととなった。

Q：市民の皆様の声の届く周知方法とは。

A：SNS を使った周知や葬儀に係る業者さんへの説明、町内会への通知文、高齢者施設・医療施設や報道関係にも依頼していく。

Q：現行の名寄市名風聖苑設置及び管理条例の利用者の解釈がわかりづらい。

A：これまでの手続きの中で担当者及び当直用のマニュアルはしっかり整備しており、手続きは滞りなく行われている。

その後の質疑を集結し、委員間協議に入った。

委員間協議ではこれまでの議論経過を踏まえ、会派に持ち帰り協議を行うとの意見が出され、次回、改めて委員間協議を行うことで終了した。

次回委員会は2月3日（月）13：30～を確認し、閉会した。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 2 月 3 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

付託議案の審査

◎令和 4 年第 4 回定例会で付託された議案 1 件の審査を行った。

【市民部】

1. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号、名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について

・前回の委員会で質疑を終了後委員間協議に入り、2 名の委員より会派での検討が必要とのことと、その報告を含めて委員間協議を行った。

【委員間協議概要】

- ① 改定理由の施設の老朽化、委託料金の増加の根拠が不明確だ。一定の受益者負担が必要不可欠ということについて説明不足である。周知期間が不足で理解が得られない。
- ② 現在の社会情勢や経済状況において、基礎自治体においてさらなる市民負担を求める条例の一部改正を提案するタイミングではない。また、当該施設の現行使用料を増額する場合の上限もなく 2 倍（市民）、3 倍（市民外）とする改定は、社会通念的にも市民意識とも大きくかけ離れている。
- ③ 周知期間について、公共料金の改定にあっては一定の周知期間を取るの是一般的であり、特に公共施設の使用料に関しては増減にかかわらず十分な市民説明と周知期間は必要。
- ④ 周知期間については短すぎる。料金改定について引き上げ幅は大きいものの、道内各市の使用料との比較では中間程度に位置し、妥当な金額である。

・その後、周知期間を考慮し、施行日を 4 月 1 日から 7 月 1 日に変更する修正案が提出され、委員間協議で確認した。

- ・委員間協議を終了し、修正案については賛成多数で可決された。
- ・修正部分を除く原案についても賛成多数で可決された。

なお、今回の条例改正についての第 1 回定例会報告内容については、正副委員長に一任することで確認し終了した。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 5 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年2月14日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行った。

【市民部】

1. 令和5年度地方税制改正について

(1) 軽自動車税関連

① 環境性能割の税率区分の見直し

・新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこと。

(2) 固定資産税関連

① 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設。

② 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設。

③ バス事業者が路線の維持に取り組みつつ EV バスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設。

2. 令和5年度第1回市議会定例会提出の主な補正予算案件（歳入）について

・主な補正予算の報告を受けた。

3. 国民健康保険税課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充について

(1) 改正の趣旨

・令和5年度税制改正の大綱において、国民健康保険税における負担の公平性を図るため「課税限度額の引上げ」と「軽減措置の拡充」が盛り込まれた。

・今後、地方税法施行令の改正が見込まれていることから、名寄市では国が定める法定どおりの改正を行うこととし、名寄市国民健康保険運営協議会において課税限度額の引上げについて諮問する予定。

(2) 改正の主な内容

① 課税限度額の引上げ

・課税限度額とは、1世帯に課税される限度の金額（年間）で、後期高齢者支援金等課税額分が20万円から22万円に改正される。

② 軽減措置の拡充

・軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（一人当たり課税）及び平等割（一世帯当り課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のこと（低所得者対策）

・5割軽減基準額を5,000円増に改正

・2割軽減基準額を1万5,000円増に改正

③改正時期：令和5年4月1日から施行予定

④名寄市国民健康保険税条例の改正

4. 出産育児一時金等の支給額の引上げについて

(1) 改正の趣旨

- ・出産育児一時金については、令和4年12月に開催された「社会保障審議会医療保険部会」において「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引上げるべき」とされた。
- ・今後、名寄市国民健康保険運営協議会において出産育児一時金等の支給額の引上げについて諮問する予定。

(2) 改正の主な内容

①出産育児一時金の引上げ

(改正前) 40.8万円 ⇒ (改正後) 48.8万円 8万円増

※なお、産科医療補償制度の加算対象となる場合（名寄市国民健康保険条例施行規則第23条で1万2千円の加算規定）には、支給額は50万円となる。

②改正時期：令和5年4月1日から施行予定

③名寄市国民健康保険条例の改正

5. 令和5年第1回市議会定例会提出の主な補正予算案件について

- ・主な補正予算の報告を受けた。

6. 第三次名寄市男女共同参画推進計画について

(1) 計画期間

令和5年度～令和8年度

(2) 検討経過

- ・名寄市男女共同参画推進委員会への諮問 8/24
- ・名寄市男女共同参画推進委員会審議 3回（9/29, 10/24, 11/7）
- ・名寄市男女共同参画推進委員会からの答申 12/14
- ・パブリック・コメント 12/27～1/25（意見提出者0人、提出件数0件）

(3) 素案概要

- ・概要版にて説明を受けた。

【健康福祉部】

1. 第1回定例会提案予定の議案について

- ・主な補正予算の報告を受けた。

2. 出産・子育て応援事業について

- ・国の創設した伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を活用し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない包括的な支援を行う「伴走型の相談支援」を充実し、「経済的支援」を一体として実施する。

(1) 伴走型相談支援

ア 対象者：妊婦、産婦または養育者

イ 面談の実施時期：妊娠届出時、妊娠8か月前後、こんにちは赤ちゃん訪問時

(2) 経済的支援

ア 対象者：令和4年4月1日以降に出産及び妊娠届出を出された方

- ・出産応援ギフト 妊娠届出時の面談を受けた妊婦

・子育て応援ギフト こんにちは赤ちゃん訪問時の面談を受けた養育者

イ 支給額

・出産応援ギフト：妊婦 1 人につき 5 万円

・子育て応援ギフト：新生児 1 人につき 5 万円

【質疑】

Q：出産応援ギフト及び子育て応援ギフトはどのような形で配布されるのか。

A：速やかにお届けするために、現金支給を考えている。

3.その他

- ① 総合福祉センターに配置しているボイラー2 台のうち、1 月 30 日の深夜に 1 台が運転停止した。点検の結果、復旧が不能という報告を受けた。自立支援デイサービス事業については、2 月 8 日より友遊館の協力を得て入浴を実施している。ボイラーの新規入替は受注生産であり、第 1 回定例会で債務負担行為の提案をしたい。
- ② 暖房費用緊急支援事業は 11 月 1 日から 2 月末まで実施予定。2 月 10 日現在で 1,851 件の受付、交付件数は 1,634 件で割合は 88.3%である。
- ③ 新型コロナワクチン接種については、令和 4 年秋開始接種（オミクロン株対応 2 価ワクチン接種）は令和 4 年 10 月 23 日より開始し、2 月 9 日現在で接種者数は 15,274 人。現在は名寄東病院、風連国保診療所で接種を行っている。今後の新型コロナワクチン接種については、国からの情報を踏まえ必要な準備を進める。

【名寄市立総合病院】

1. オンライン資格確認の導入について

- ・令和 5 年 4 月 1 日より、療養担当規則等が改正され、保健医療機関・保険薬局は、オンライン資格確認の導入が原則義務づけされることになった。
- ・この改正に伴い「カードリーダー」を、初診受付窓口 4 台、料金計算窓口 4 台、夜間救急窓口 1 台を設置し、令和 5 年 4 月 1 日の実施に向けて準備を進めている。
- ・導入費用は約 900 万円である。
- ・このカードリーダー導入により、患者はマイナンバーカードを用いて、健康保険証として利用できる。

【質疑】

Q：現在も受付及び会計で戸惑っている方がいるが、新システム導入に向けてサポート人員の配置は。

A：人員配置予定はない。指示通りにやれば出来ると思っているが、必要に応じ適宜対応していく。

2. 令和 5 年 4 月以降の診療体制について

(1) 常勤医の状況

- ・常勤医は 61 名体制で 1 名減となる

(2) 研修医の状況

- ・研修医は 1 年次が 1 名増、二年次が 3 名減の 4 名体制

(3) 看護職員の採用状況

- ・年度途中退職 13 名、3 月末退職 17 名、4 月新規採用 15 名（うち名寄市立大学出身者 8 名）

(4) 医療技術等職員の採用状況

- ・3 月末退職 1 名。4 月採用 3 名（新採用）

※国家資格を新規に取得する新採用予定者については、可否により変更はある。